

令和5年度認定こども園に係る各種使用料の徴収について（予定）

（単位：円）

納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	（年額）
預かり保育料 3歳 （※1）		6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	75,600
預かり保育料 4・5歳 （※1）		5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	68,400
通学自動車使用料（※1）		1,200	1,200	1,200	1,200	—	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	13,200
学校給食費 （※2 ※3）	3歳児	(1,500) （※4）	(3,100) （※4）	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	—	27,900
	4歳児 5歳児	1,500	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	—	32,500

（※1）預かり保育料および通学自動車使用料は、利用される方からのみの徴収となります。

（※2）給食費については、減免となる場合があります（詳細は別紙）。

（※3）給食費については、7月分までは当月末に、9月分からは前月末に先立って徴収いたします。

（※4）3歳児の給食費については、2号認定および通年預かり保育を利用される方は4・5歳児と同様に4月分、5月分についても徴収いたします。

各種使用料は口座振替による納入をお願いいたします。

口座振替について

- 口座振替依頼書に必要事項を記入の上、引落銀行へご提出ください。
- 口座振替依頼書を提出いただいた後、口座登録手続きに日数を要しますので、提出月及びその翌月について、納付書にてお支払いいただくことがあります。
- 口座振替日は、原則として毎月末日です。末日が休日等（土日祝）の場合は、その翌営業日に振替いたします。